

組織運営規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、株式会社 Hayakawa (以下、「当社」という。)の組織の運営に関する基本的事項を定め、効率的かつ健全な組織活動を推進することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

本規程は、当社の全ての役員および従業員 (以下、「社員」という。)に適用される。

第2章 組織構造

第3条 (組織の基本構造)

当社の組織は、以下の基本構造で構成される。

1. 取締役会
2. 監査役会
3. 各部門

第4条 (取締役会)

取締役会は、会社の経営方針や重要事項を決定し、その実行を監督する。

第5条 (監査役会)

監査役会は、取締役の業務執行および財務状況を監査し、適法性と適正性を確保する。

第3章 役割と責任

第6条 (役員の責任)

役員は、会社法および関連法令に基づき、善管注意義務と忠実義務を果たす。

第7条 (部門長の責任)

各部門長は、部門の業務運営を統括し、目標達成と組織の発展に寄与する。

第8条 (社員の責任)

社員は、職務を遂行するにあたり、法令および社内規程を遵守し、誠実に業務を行う。

第4章 意思決定プロセス

第9条（意思決定の原則）

当社の意思決定は、公正・透明・迅速を原則とし、必要な情報収集と適切な手続きを経て行う。

第10条（会議体の設置）

重要事項の審議・決定のため、以下の会議体を設置する。

1. 経営会議
2. プロジェクト会議

第11条（会議の運営）

各会議体は、定期的または必要に応じて開催する。

第5章 人材育成

第12条（教育訓練）

当社は、社員の能力向上を目的として、教育訓練を実施する。

第13条（評価とフィードバック）

社員の業績と能力は、公正な基準に基づき評価し、適切なフィードバックを行う。

第6章 規律とコンプライアンス

第14条（法令遵守）

社員は、国内外の法令および社内規程を遵守し、高い倫理観を持って行動する。

第15条（内部通報制度）

不正行為や規程違反を発見した場合、社員は速やかに上長または指定の窓口に報告する。

第7章 リスク管理

第16条（リスクの識別と評価）

当社は、事業活動に伴うリスクを継続的に識別・評価し、適切な対策を講じる。

第 17 条（危機管理体制）

緊急事態に備え、迅速な対応ができる体制を構築する。

第 8 章 情報管理

第 18 条（情報セキュリティ）

社員は、機密情報や個人情報を適切に管理し、情報漏洩を防止する。

第 19 条（情報開示）

当社は、法令に基づき、必要な情報を適時適切に開示する。

第 9 章 附則

第 20 条（改定）

本規程は、必要に応じて見直し、取締役会の承認を得て改定する。

第 21 条（施行）

本規程は、2022 年 11 月 1 日より実施する。